



鳥取県公報

平成17年 2月15日(火)

第 7 6 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (86) (協働推進室)	1
	基本測量の終了 (87) (管理課)	2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (14)	2
公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示 による通知 (2件) (森林保全課)	2
	平成16年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職) の実施 (人事委員会事務局任用課)	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (集中化推進室)	8

告 示

鳥取県告示第86号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年4月4日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成17年 2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成17年 2月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

仲山 一成

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町東二丁目164

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会福祉法人等の事業者及び福祉保健サービスの利用者に対して、その事業者が提供する福祉保健サービスの質を、その提供者及びその利用者以外の公平中立な立場で客観的に評価し、事業者が提供する福祉保健サービスを利用者が選択する場合に必要な情報を提供すると共に、事業者のサービスの向上を図るための第三者評価機関事業を行うことにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第87号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年 2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 2 作業地域 倉吉市、鳥取市国府町及び同市用瀬町、八頭郡若桜町、東伯郡三朝町及び同郡関金町、西伯郡南部町及び同郡大山町並びに日野郡日南町
- 3 終了年月日 平成16年12月28日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成17年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年 2月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成17年 2月18日（金） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - （1）平成17年度鳥取県明るい選挙推進事業計画について
 - （2）その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成17年 1月7日付農林水産省告示第47号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森岡 権太郎	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷642の15から642の17まで
前住 金藏	〃
前住 岩藏	〃
前住 長太郎	〃
山根 藤四郎	〃
前住 角藏	〃
森岡 彌太郎	〃
君野 良平	〃
山根 安次郎	〃
奈羅尾 太三郎	〃
森岡 善三郎	〃
森岡 重太郎	〃
奈羅尾 市藏	〃
森岡 作次郎	〃
川戸 菊藏	〃
前住 千太郎	〃
森岡 長太郎	〃
山根 兵太郎	〃
山根 久太郎	〃
森岡 久太郎	〃
山根 九藏	〃
山根 重太郎	〃
山根 八藏	〃
前住 鶴藏	〃
奈羅尾 傳四郎	〃
山根 奥平	〃
山根 源太郎	〃
奈羅尾 乙藏	〃
前住 塚太郎	〃
山下 清藏	〃
木島 源太郎	〃
山根 浅次郎	〃
奈羅尾 清藏	〃
奈羅尾 とら	〃
森岡 徳次郎	〃
山根 要太郎	〃
熊谷 周五郎	〃
清水 英雄	〃
山根 卯三郎	〃
木島 岩太郎	〃
山下 伊三藏	〃

小椋 敏道	〃
川戸 勝藏	〃
山下 福藏	〃
森岡 浅藏	〃
小倉 清逸	〃
森岡 萬藏	〃
村江 眞喜三	〃
川戸 吉藏	〃
小倉 長太郎	〃
山下 藤十郎	〃
山根 政藏	〃
山根 善次郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取る
べき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第
33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施
業要件の変更の告示（平成16年12月6日付農林水産省告示第2126号）の内容
（告示の内容）

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の同表の右欄に掲げる場所

武田 弘	日野郡日南町花口字陽山1988の14
------	--------------------

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者の同表の右欄に掲げる場所

山形 武義	日野郡日南町下石見字北井奥大谷1720の4
-------	-----------------------

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成17年 2月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称
平成16年度鳥取県職員採用試験（資格免許職）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
保育士	4名程度

管理栄養士	1名程度
診療放射線技師	1名程度
理学療法士	1名程度
司書	3名程度
船舶乗組員（甲板員）	2名程度

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

（1）保育士及び管理栄養士

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

（2）理学療法士

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

（3）診療放射線技師

病院局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

（4）司書及び船舶乗組員（甲板員）

教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。

- （1）保育士、管理栄養士及び司書 148,500円
- （2）理学療法士及び診療放射線技師 165,500円
- （3）船舶乗組員（甲板員） 138,800円

5 受験資格

受験資格がある者は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件は、次のとおりであること。

ア 司書及び船舶乗組員（甲板員） 昭和29年4月2日以降に生まれた者

イ アに掲げる職種以外のもの 昭和44年4月2日以降に生まれた者

（2）次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試験の種類	資 格
保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
管理栄養士	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項の規定による管理栄養士に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条の規定による診療放射線技師に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
司書	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項の規定による司書の資格を有する者又は平成17年5月31日までに取得見込みの者であること。

（3）日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年5月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

（2）試験の期日

平成17年3月13日（日）

（3）試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

7 第2次試験

（1）試験種目

ア 作文試験

イ 面接試験

ウ 適性検査

（2）試験の期日

平成17年4月11日（月）及び同月12日（火）

（3）試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

（1）第1次試験合格者

平成17年3月29日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

（2）最終合格者

平成17年4月25日（月）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

（1）最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

（2）採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年6月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の（2）又は（3）に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成17年2月18日（金）から同年3月3日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成17年3月3日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成17年2月18日（金）午前0時から同月28日（月）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県庶務業務労働者派遣業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局集中化推進室

(4) 履行期間

平成17年4月12日から平成18年3月31日まで

2 技術資料の提出ができる者

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）のうち、各自の技術力等を記載した資料（以下「技術資料」という。）の提出ができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年2月15日（火）から同年3月3日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成17年2月15日（火）から同年3月3日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (4) 競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の人材派遣に登録されている者であること。
なお、入札参加希望者のうち、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成17年2月28日（月）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができる職員を派遣できる者であること。
 - ア Microsoft Excel
 - イ Microsoft Word又はジャストシステム一太郎
 - ウ インターネット閲覧用ソフトウェア
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第4条第5号、第8号又は第10号に掲げる業務に従事した経験を有する職員を派遣できる者であること。
- (8) 8の(1)の照会窓口にお問い合わせの方法その他の県が定める方法以外の方法により、直接的であると間接的であるとを問わず、県の職員に技術資料の記載内容、提案方法等につき、情報の提供その他の援助を求めている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局集中化推進室

4 入札説明書の交付

平成17年2月15日（火）から同年3月3日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/suitoukyoku/haken/outsourcing.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成17年2月15日（火）から同年3月3日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局集中化推進室

5 技術資料の提出

入札参加希望者は、入札説明書に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

4の(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。なお、郵便による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

6 競争入札参加者の指名

提出された技術資料を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした技術資料の提出者に対しても、その旨及びその理由を書面により通知する。

7 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

8 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は、鳥取県出納局集中化推進室（電話番号0857 - 26 - 7496）とする。

(2) 公募に応じて技術資料を提出した者（以下「応募者」という。）は、本件公募に基づく指名競争入札に参加を希望する者とみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 業務内容等に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 2に掲げる資格を満たした応募者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(9) この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、本件入札を中止する。